2025年５月12日

各　位

会 社 名　　株式会社 BCJ-98
代表者名　　代表取締役　杉本　勇次

株式会社日新（証券コード：9066）の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社 BCJ-98（以下「公開買付者」といいます。）は、本日、株式会社日新（証券コード：9066、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場（以下「東京証券取引所プライム市場」といいます。）上場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1.　本公開買付けの内容

（１）対象者の名称

株式会社日新

（２）買付け等を行う株券の種類

普通株式

（３）買付け等の期間

2025 年５月 13 日（火曜日）から 2025 年７月８日（火曜日）まで（41 営業日）

（４）買付け等の価格

普通株式１株につき、金 8,100 円

（５）買付予定の株券の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
13,850,913 株	8,896,100 株	― 株

（６）決済の開始日

2025 年７月 15 日（火曜日）

（７）公開買付代理人

大和証券株式会社　東京都千代田区一丁目９番１号

2.　本公開買付けの概要

公開買付者は、Bain Capital Private Equity, LP が投資助言を行う投資ファンド及びそのグループ（以下、個別に又は総称して「ベインキャピタル」といいます。）により議決権の全てを間接的に所有されている株式会社 BCJ-97（以下「公開買付者親会社」といいます。）の完全子会社であり、対象者株式を所有し、対象者の事業活動を支配及び管理することを主たる目的として 2025 年４月１日に設立された株式会社です。本日現在、ベインキャピタル、公開買付者親会社及び公開買付者は、対象者株式を所有しておりません。

ベインキャピタルは、全世界で約 1,850 億ドルの運用資産を持つ国際的投資会社であり、日本においては 2006 年に東京拠点を開設して以来、約 70 名以上の従業員により投資先の企業価値向上に向けた取組みを進めております。主に事業会社・コンサルティング会社での経験を有するプロフェッショナルを中心に構成されており、一般的な投資会社の提供する資本・財務的支援にとどまらず、事業運営を現場レベルで支援することで着実に成長戦略を実行し、以下のとおりの価値向上施策を成功に導いた実績を有しております。ベインキャピタルは、日本においては、レッドバロングループ、株式会社ティーガイア、トランコム株式会社、株式会社スノーピーク、株式会社アウトソーシング、株式会社 T&K TOKA、株式会社システム情報（現株式会社 SI&C）、株式会社 IDAJ、株式会社エビデント（旧オリンパスの科学事業を承継）、インパクトホールディングス株式会社、株式会社マッシュホールディングス、日立金属株式会社（現株式会社プロテリアル）、株式会社 Linc’well、日本セーフティー株式会社、株式会社イグニス、株式会社キリン堂ホールディングス、ヘイ株式会社（現 STORES 株式会社）、昭和飛行機工業株式会社、チーターデジタル株式会社(現エンバーポイント株式会社)、株式会社 Works Human Intelligence、東芝メモリ株式会社（現キオクシア株式会社）等、37 社に対して、そしてグローバルでは 1984 年の設立以来約 400 社、追加投資を含めると約 1,450 社以上に対して投資実績を有しております。

今般、公開買付者は、東京証券取引所プライム市場に上場している対象者株式の全て（但し、本譲渡制限付株式（以下に定義します。以下同じです。）を含み、本不応募株式（以下に定義します。）及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することにより、いわゆるマネジメント・バイアウト（ＭＢＯ）（注１）のための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施いたします。

（注１）マネジメント・バイアウト（ＭＢＯ）とは、買収者が対象者の役員との合意に基づき公開買付けを行うものであって対象者の役員と利益を共通にするものである取引をいいます。対象者の代表取締役であり株主である筒井雅洋氏（以下「雅洋氏」といいます。）が、本公開買付け成立後も引き続き対象者の事業成長に向けて経営全般に関わっていくことを予定しており、本取引は、公開買付者及び雅洋氏の合意に基づいて行われるものであるため、いわゆるマネジメント・バイアウト（ＭＢＯ）に該当します。

本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、本日付で、日新商事株式会社（以下「日新商事」といいます。）（注２）との間で、公開買付不応募契約を締結し、日新商事は、その所有する対象者株式 890,200 株（所有割合（注３）：6.04%。以下「本不応募株式」といいます。）の全てについて本公開買付けに応

募しない旨、本臨時株主総会（下記「３．本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項)」において定義します。以下同じです。）において、本不応募株式に関して、本株式併合（下記「３．本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」において定義します。以下同じです。）に関連する議案に日新商事が賛成する旨、また、本株式併合の効力発生後に日新商事が本自己株式取得（以下に定義します。以下同じです。）に応じて本不応募株式の全てを対象者に売却する旨等を合意しております。本自己株式取得は、本自己株式取得価格（以下に定義します。）を、みなし配当の益金不算入規定が適用されることを考慮して、本自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が仮に日新商事が本公開買付けに応募した場合の税引後手取り額と同額以下となる金額に設定することにより、公開買付価格の最大化と株主間の公平性を両立させることを企図するものです。

（注２）日新商事は、主に（ⅰ）ＥＮＥＯＳ株式会社より石油製品の供給を受け、石油関連製品の製造、販売、卸売等を行う石油関連事業、（ⅱ）太陽光発電関連商材の販売、売電事業、バイオマス発電燃料の販売を行う再生可能エネルギー関連事業、（ⅲ）不動産の賃貸を行う不動産事業を行っており、その株式を東京証券取引所スタンダード市場に上場しております。日新商事は、対象者株式890,200株（所有割合：6.04%）を所有する対象者の第３位株主（2025年３月31日時点）であり、代表取締役は、雅洋氏の二親等の親族である筒井博昭氏です。また、対象者は、日新商事の普通株式990,000株（発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式の割合：14.83%）を所有する日新商事の第２位株主（2025年３月31日時点）です。

（注３）所有割合とは、（ⅰ）対象者が本日公表した「2025年３月期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された2025年３月31日時点の発行済株式総数15,512,769株から、（ⅱ）2025年３月31日時点の対象者が所有する自己株式数771,656株（なお、当該自己株式数には、対象者の「従業員持株会信託型ＥＳＯＰ」制度の信託財産として、同日現在株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する対象者株式（12,800株）を含めておりません。以下、対象者が所有する自己株式数について同じです。）を控除した株式数14,741,113株（以下「本基準株式数」といいます。）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。以下所有割合の計算において同じです。

また、公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、本日付で、対象者の創業家である（ⅰ）筒井雄一氏（所有株式数：89,625株、所有割合：0.61%。）、（ⅱ）磯部千惠子氏（所有株式数：80,000株、所有割合：0.54%。）、（ⅲ）筒井明子氏（所有株式数：66,136株、所有割合：0.45%。）、（ⅳ）雅洋氏（所有株式数:62,701株、所有割合:0.43%。）、（ⅴ）東山紀子氏（所有株式数:57,320株、所有割合:0.39%。）、（ⅵ）筒井昌隆氏（所有株式数:48,895株、所有割合:0.33%。）、（ⅶ）筒井長彌氏（所有株式数:19,800株、所有割合：0.13%。）、（ⅷ）筒井亮平氏（所有株式数：19,400株、所有割合：0.13%。）、（ⅸ）筒井啓雄氏（所有株式数：18,740株、所有割合：0.13%。）、（ⅹ）筒井敦子氏（所有株式数：16,310株、所有割合：0.11%。）、（ⅹⅰ）筒井健司氏（所有株式数：15,100株、所有割合：0.10%。）、（ⅹⅱ）筒井俊輔氏（所有株式数：4,800株、所有割合：0.03%。以下「俊輔氏」といいます。）及び（ⅹⅲ）雅洋氏のその他親族６名（所有株式数の合計：65,233株、所有割合の合計：0.44%。）、並びに（ⅹⅳ）中西富貴雄氏（所有株式数：50,300株、所有割合：0.34%。）、（ⅹⅴ）中西大輔氏（所有株式数：32,880株、所

有割合：0.22%。）及び（ｘvi）昭和日タン株式会社（注４）（所有株式数：201,066株、所有割合：1.36%。以下「昭和日タン」といいます。）（以下「本応募合意株主」と総称します。また、以下（iv）雅洋氏及び（ｘii）俊輔氏を合わせて、「本応募合意株主（再出資予定）」といいます。）との間で、公開買付応募契約をそれぞれ締結し、本応募合意株主は、その所有する対象者株式の全て（所有株式数の合計：848,306株、所有割合の合計：5.75%。）（但し、公開買付期間の最終日までに譲渡制限が解除されない本譲渡制限付株式を除きます。）を本公開買付けに応募する旨を合意しております。

No.	株主名	所有株式数（株）	所有割合（%）	雅洋氏との親族関係
i	筒井雄一	89,625株	0.61%	四親等
ii	磯部千恵子	80,000株	0.54%	三親等
iii	筒井明子	66,136株	0.45%	三親等
iv	筒井雅洋	62,701株	0.43%	本人
v	東山紀子	57,320株	0.39%	三親等
vi	筒井昌隆	48,895株	0.33%	四親等
vii	筒井長彌	19,800株	0.13%	六親等
viii	筒井亮平	19,400株	0.13%	三親等
ix	筒井啓雄	18,740株	0.13%	六親等
x	筒井敦子	16,310株	0.11%	一親等
ｘi	筒井健司	15,100株	0.10%	二親等
ｘii	筒井俊輔	4,800株	0.03%	三親等
ｘiii	雅洋氏のその他親族６名	65,233株	0.44%	親族
ｘiv	中西富貴雄	50,300株	0.34%	―
ｘv	中西大輔	32,880株	0.22%	―
ｘvi	昭和日タン株式会社	201,066株	1.36%	―
合計	―	848,306株	5.75%	―

（注４）昭和日タンは、1945年に日新運輸倉庫株式会社（現株式会社日新）と平澤運輸株式会社の油槽部門を継承して設立され、現在まで石油海運関連事業を行っております。

本公開買付けにおいては、公開買付者は、買付予定数の下限を8,896,100株（所有割合60.35%）と設定しており、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限（8,896,100株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、上記のとおり、公開買付者は、対象者株式の全て（但し、本譲渡制限付株式を含み、本不応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することにより、対象者株式を非公開化することを企図しておりますので、買付予定数の上限は設定しておらず、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（8,896,100株、所有割合60.35%）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。なお、買付予定数の下限（8,896,100株）は、本基準株式数（14,741,113株）に係る議決権数（147,411個）に３分の２を乗じた数（98,274個、小数点以下を切り上げ）から、本日時点において、譲渡制限付株式報酬として対象者の取締役、執行役員及び社員持株会（以下「対象者社員持株会」といいます。）に付与された対象者の譲渡制限付株式（以下「本譲渡制限付株式」といいます。）（注５）のうち、公開買付期間の最終日までに譲渡制限が解除されない、対象者の各取締役が所有する本譲渡制限付株式（合計41,447株）に係る議決権の数の合計（411個）及び本不応募株式数（890,200株）に係る議決権の数（8,902個）を

控除した数（88,961 個）に対象者の単元株式数（100 株）を乗じた株式数（8,896,100 株）としております。これは、公開買付者は、本公開買付けにおいて、対象者株式（但し、本譲渡制限付株式を含み、本不応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）の全てを取得し対象者株式を非公開化することを目的としているところ、下記「３.本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の本株式併合の手続を実施する際には、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第 309 条第２項に規定する株主総会における特別決議が要件とされることから、対象者の株主を公開買付者及び日新商事のみとし、対象者株式を非公開化するための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）の実施を確実に遂行すべく、本公開買付け後に公開買付者及び日新商事が対象者の総株主の総議決権数の３分の２以上を所有することとなるようにするためです。なお、公開買付期間の最終日までに譲渡制限が解除されない本譲渡制限付株式に関しては、譲渡制限が付されていることから、本公開買付けに応募することができませんが、対象者は、本日開催の対象者取締役会において、上場廃止を前提とした本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議しており、当該決議に際しては、対象者の取締役 10 名のうち、８名が審議及び決議に参加し、決議に参加した取締役全員が賛成の議決権を行使していることから、本公開買付けが成立した場合には、本譲渡制限付株式を所有する対象者の取締役は本スクイーズアウト手続に賛同する見込みであると考えております。そのため、買付予定数の下限を考慮するにあたって、本譲渡制限付株式のうち、対象者の各取締役が所有する譲渡制限付株式（合計 41,447 株）に係る議決権の数の合計（411 個）を控除しております。

（注５）対象者社員持株会がその所有する本譲渡制限付株式（以下「対象者社員持株会所有譲渡制限付株式」といいます。）を本公開買付けに応募することを可能とするため、対象者は、本日開催の取締役会において、対象者社員持株会との間で、譲渡制限期間中に対象者株式を対象とする公開買付けが開始された場合には、対象者は、当該公開買付けに係る公開買付期間中において譲渡制限が解除されていない対象者社員持株会所有譲渡制限付株式について、対象者取締役会が賛同の意見表明を決議した場合に限り、その譲渡制限を解除する旨を含む対象者社員持株会所有譲渡制限付株式に係る割当契約書の変更契約（以下「本変更契約」といいます。）を締結することを決議しているとのことです。したがって、本譲渡制限付株式のうち、対象者社員持株会所有譲渡制限付株式については、本公開買付けへの応募が可能となる予定とのことです。

公開買付者は、本公開買付けにより対象者株式の全て（但し、本譲渡制限付株式を含み、本不応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、下記「３．本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、本スクイーズアウト手続を実施することを予定しております。

公開買付者は、本公開買付けが成立した場合、公開買付者親会社から本公開買付けの決済の開始日（以下「本決済開始日」といいます。）の２営業日前までに、187 億円を限度として出資を受けるとともに、国内金融機関から本決済開始日の前営業日までに、943 億円を上限として融資（以下「本銀行融資」といいます。）を受けることを予定しており、これらの資金をもって、本公開買付けの決済資金に充当する予

定です。本銀行融資に係る融資条件の詳細は、国内金融機関と別途協議の上、本銀行融資に係る融資契約において定めることとされておりますが、本銀行融資に係る融資契約では、公開買付者親会社が所有する公開買付者株式及び公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者株式が担保に供されることが予定されております。

また、公開買付者は、本スクイーズアウト手続後、対象者が本不応募株式を取得すること（以下「本自己株式取得」といい、本自己株式取得に係る自己株式取得価格を「本自己株式取得価格」といいます。）を実施することを予定しております。本自己株式取得は、本株式併合後、有価証券報告書提出義務免除承認前に実施する可能性がありますが、対象者株式の上場廃止後であり、上場廃止後の株式は自社株公開買付け（法第 27 条の 22 の２に定める公開買付けをいいます。以下同じです。）の対象となる「上場株券等」（法第 24 条の６第１項、金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。）第４条の３）に該当しないため、公開買付者は、自社株公開買付けを実施しない予定です。また、本自己株式取得価格は、みなし配当の益金不算入規定が適用されることを考慮して、本自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が仮に日新商事が本公開買付けに応募した場合の税引後手取り額と同額以下となる金額として、本株式併合前の対象者株式１株当たり 6,636 円を予定しています。本自己株式取得は、公開買付価格の最大化と株主間の公平性を両立させる観点からベインキャピタルから日新商事に提案したものです。

さらに、本日現在において公開買付者親会社の議決権の全てを所有する BCPE MoveOn Cayman, L.P.は、本日付で、本応募合意株主（再出資予定）との間で、株主間契約を締結し、当該株主間契約において、本応募合意株主（再出資予定）がその議決権の全てを保有する会社として設立する予定の資産管理会社（以下「筒井家資産管理会社」といいます。）が公開買付者親会社に出資（以下「本再出資」といいます。）することを確認しております。本再出資は、本自己株式取得の完了後に行うことを想定しており、また、筒井家資産管理会社が所有することとなる公開買付者親会社の議決権の割合は総議決権の３分の１未満となることを想定しております。なお、本再出資における公開買付者親会社株式１株当たりの対価を決定する前提となる対象者株式の評価は、公開買付価格の均一性規制（法第 27 条の２第３項）の趣旨に抵触しないよう、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）と同一の価格である 8,100 円（但し、本スクイーズアウト手続として実施する本株式併合における対象者株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定です。）とする予定です。（注６）

（注６）公開買付者親会社が筒井家資産管理会社から本再出資を受ける理由は、本応募合意株主（再出資予定）は、本公開買付け成立後も引き続き対象者の事業成長に向けて経営全般に関わっていく予定である中、本応募合意株主（再出資予定）に、本取引後も、対象者の企業価値向上に向けた共通のインセンティブを有してもらうことを企図したものです。このように、筒井家資産管理会社による本再出資は、本応募合意株主（再出資予定）による本公開買付けへの応募の可否とは独立して検討されたものであることから、公開買付価格の均一性規制（法第 27 条の２第３項）の趣旨に抵触するものではないと考えております。

3.　本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、上記「２．本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにおいて、対象者株式の全て（但し、本譲渡制限付株式を含み、本不応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、対象者に対して、以下の方法により本スクイーズアウト手続を実施することを予定しております。

具体的には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第 180 条に基づき対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む対象者の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを対象者に要請する予定です。公開買付者は、対象者の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始後の近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように、対象者に対して公開買付期間中に基準日設定公告を行うことを要請する予定であり、本臨時株主総会の開催時期は、本公開買付けの成立時期により異なるものの、現時点では、2025 年９月頃を予定しております。対象者によれば、対象者は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定とのことです。なお、公開買付者及び日新商事は本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた本株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。本株式併合をすることにより株式の数に１株に満たない端株が生じるときは、端数が生じた対象者の株主に対して、会社法第 235 条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に１株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。）に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却することによって得られる金銭が交付されることになります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主（公開買付者、日新商事及び対象者を除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に対して要請する予定です。また、本株式併合の割合は、本日現在において未定ですが、公開買付者は、対象者に対して、公開買付者及び日新商事のみが対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主（公開買付者、日新商事及び対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数が１株に満たない端数となるように決定するよう要請する予定です。対象者は本公開買付けが成立した場合には、公開買付者によるこれらの要請に応じる予定とのことです。但し、本公開買付けの決済後において、日新商事が所有する対象者株式数を上回る数の対象者株式を所有する株主（公開買付者を除きます。）が存在し又は生ずることが合理的に否定できない場合、本株式併合後に公開買付者及び日新商事以外に対象者の株主が存在することを可及的に避け、本スクイーズアウト手続の安定性を高めるため、日新商事は、公開買付者の要請に従い、本株式併合の効力発生前を効力発生時として、公開買付者に対して日新商事の所有する対象者株式の全てを無償で貸し付ける貸株取引を実施する可能性があります。

株式併合に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定としては、株式併合をすることにより株式の数に１株に満たない端数が生じるときは、会社法第 182 条の４及び第 182 条の５その他の関係法令の定めに従い、対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）は、対象者に対し、自己の所有する株式のうち１株に満たない端数となるものの全てを公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格の決定の申立てを行うことができる旨が会社法上定められております。なお、上記申立てがなされた場合の買取価格は、最終的には裁判所が判断することになります。上記のとおり、株式併合においては、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数は１株に満たない端数となる予定ですので、株式併合に反対する対象者の株主は、上記申立てを行うことができることになる予定です。

本株式併合に関する具体的な手続については、公開買付者と対象者との間で協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

なお、対象者の取締役及び執行役員が所有する本譲渡制限付株式については、割当契約書において、(a)譲渡制限期間中に、株式併合（当該株式併合により付与対象者の有する株式が１株未満の端数となる場合に限ります。）に関する事項が対象者の株主総会で承認された場合（但し、当該株式併合の効力発生日が本譲渡制限付株式の譲渡制限期間の満了時より前に到来する場合に限ります。）には、対象者の取締役会決議により、当該承認の日において割り当てられた対象役員が保有する本譲渡制限付株式の数に、役務提供期間の開始日の属する月の翌月から当該承認の日を含む月までの月数を 12 で除した数（計算の結果１を超える場合には１）を乗じた数の当該株式について、株式併合の効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除するものとされ、(b)上記(a)に規定する場合は、対象者は、当該効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本譲渡制限付株式の全部を当然に無償で取得するものとされております。そのため、本スクイーズアウト手続においては、上記割当契約書の(a)の規定に従い、本株式併合の効力発生日の前営業日の直前時をもって譲渡制限が解除された本譲渡制限付株式については、本株式併合の対象とし、上記割当契約書の(b)の規定に従い、本株式併合の効力発生日の前営業日をもって譲渡制限が解除されていない本譲渡制限付株式については、対象者において無償取得する予定です。なお、上記のとおり、対象者社員持株会所有譲渡制限付株式について、対象者は、本日開催の取締役会において、対象者社員持株会との間で、本変更契約を締結することを決議しているとのことです。したがって、対象者社員持株会所有譲渡制限付株式については、本公開買付けへの応募が可能となる予定とのことです。

上記本株式併合の各手続については、関係法令の改正、施行及び当局の解釈等の状況によっては、実施に時間を要し、又は実施の方法に変更が生じる可能性があります。但し、その場合でも、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主（公開買付者、日新商事及び対象者を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該対象者の株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該対象者の株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。以上の場合における具体的な手続及びその実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものでは一切

ありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

４．　上場廃止となる見込み及びその理由

対象者株式は、本日現在、東京証券取引所プライム市場に上場されていますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点で当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後、上記「３．本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の本スクイーズアウト手続が実施された場合には、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできません。

なお、本公開買付けの具体的内容は、本公開買付けに関して公開買付者が 2025 年 5 月 13 日に提出する公開買付届出書をご参照ください。

以　上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【米国規制】

本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国 1934 年証券取引所法」といいます。）第 13 条（ｅ）項又は第 14 条（ｄ）項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類に含まれ又は言及されている全ての財務情報は米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能であるものとは限りません。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の一部又は全部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法に基づき発生する権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を取ることができない可能性があります。加えて、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者（affiliate）に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

ベインキャピタル、公開買付者及びその関連者（対象者を含みます。）並びにそれらの各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人の関連者は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法制上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法規則第 14e-5 条（ｂ）の要件に従い、対象者株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間中に本公開買付けによらず買付け等又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者が、そのウェブサイト上で英語で開示します。

【将来に関する記述】

このプレスリリースには、米国 1933 年証券法（Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。）

第27Ａ条及び米国1934年証券取引所法第21Ｅ条で定義された「将来に関する記述」（forward-looking statements）が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連者（affiliate）は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。このプレスリリース中の「将来に関する記述」は、本日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

会社法に従って株主による単元未満株式の買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。